平成２１年（フ）第１２２号
三重県伊勢市黒瀬町1721番地１
債務者　中北　　恵
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月７日午前10時
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
岩手県宮古市板屋２丁目３番６号
債務者　白根喜重郎
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３８号
岩手県宮古市板屋２丁目３番６号
債務者　白根　邦子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３９号
岩手県宮古市板屋２丁目３番６号
債務者　白根　　巌
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５６号
岩手県宮古市蟇目第６地割74番地
債務者　田鎖菜穂子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５７０号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南201
債務者　嶋井　講二
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
愛知県安城市新田町大山田上50番地22
債務者　都築　欽子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６９６号
愛知県知立市長田３丁目40番地　オーキッドマンション長田305号
債務者　安藤　精二
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
岩手県二戸市浄法寺町上杉沢32番地１
債務者　堀内　明子
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第７２号
岩手県九戸郡洋野町種市第25地割28番地３
債務者　小柏　カネ
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第２４６６号
横浜市戸塚区戸塚町2101番地　南戸塚住宅１棟402号
債務者　銭袋　美子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３４号
神奈川県綾瀬市落合南１丁目１番31号　村松貸家１Ｆ
債務者　大谷　紀子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３８号
横浜市南区中村町４丁目270番地　清水マンション３Ｆ
債務者　菊田　正良
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３９号
横浜市南区中村町４丁目270番地　清水マンション３Ｆ
債務者　菊田佐智子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４８号
神奈川県藤沢市遠藤785番地の８　サニーハウス101
債務者　斎藤　慶治
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５４９号
神奈川県藤沢市遠藤785番地の８　サニーハウス101
債務者　斎藤ミツ子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部